

2014年8月26日

「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の方針公表

第一生命保険株式会社(社長:渡邊 光一郎)は、「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の方針を公表いたします。

「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）を踏まえ、2014年2月に策定・公表された「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）について、当社は2014年5月に受入を表明いたしました。当コードは、機関投資家が投資先企業との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るものと認識しており、当社は、責任ある機関投資家として、当コードの趣旨に深く賛同しております。

今回、コードの7つの原則についての方針等の方針公表にあたり、当社は新たに「スチュワードシップ活動方針」を策定いたしました。当社は、中長期的な観点から株式投資を行っているという当社の投資目的を踏まえ、スチュワードシップ活動の中で特に建設的な「目的を持った対話」を重視してまいります。また、議決権行使にあたっては、短期的な企業業績や株価等に基づいた外形的・画一的な判断ではなく、投資先企業の非財務面や対話の内容も踏まえて判断いたします。ただし、コーポレートガバナンスの枠組みに関する重要な議案については、コーポレートガバナンスの強化を促していく観点から外形的な基準にもとづき一律に議決権を行使します。

なお、合わせて2014年4月～6月の議決権の行使結果を別紙のとおり公表いたします。当社は今後も責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすことで、本邦企業の成長を後押しし、また株式市場の活性化に貢献するよう努めてまいります。

URL : <http://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/ssc.html>

「日本版スチュワードシップ・コード」についての第一生命の取組み

当社は「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の趣旨に深く賛同し、受け入れることを表明します。当コードの原則1から7について、以下のような方針で取り組んでいきます。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

■第一生命は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、「スチュワードシップ活動方針」(別紙1)を制定し、それに従うことによって機関投資家としての責任を果たします。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

■議決権行使等、スチュワードシップ活動を行うにあたって、当社株主や保険契約者等の利益が不当に損なわれることがないように、以下の方針を定めます。

・議決権行使にあたっては、社内規程に則り、投資執行所管のみが投資先企業の株式価値維持向上・ガバナンス向上の観点から議案への賛否判断を行う(※)

・当該社内規程の制定・改定は、投資執行所管のみが行う

※子会社・関連会社・特定投資株式(戦略的提携先)等を除く

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

■投資先企業の状況を的確に把握し、課題の共有を行うため、投資先企業の経営状況について定期的な確認を行い、日常的な対話を行うよう努めます。

■経営状況の定期的な確認と日常的な対話では、短期的な企業業績のみならず、当該企業の事業戦略・中期経営計画・株主還元策等、非財務面についても幅広く調査・把握し、中長期的な利益成長性の評価を行います。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

■中長期的な視点から投資先企業の株式価値向上を促すため、事業戦略・財務戦略・株主還元方針等について、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」を行うよう努めます。

■当社は、このような建設的な「目的を持った対話」を特に重視しており、継続的に対話を行うことによって、投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めます。

■なお、当該対話は未公表の重要事実を受領することを目的とするものではありません。万一、受領した場合には、社内規程に基づく適切な管理を行います。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

■社内規程に基づき議決権を行使(別紙2)し、その結果を集計表形式で公表(別紙3)します。

参考:投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引は原則として行っていません。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

■当社ホームページを通じ「スチュワードシップ活動方針」「議決権行使基準の概要」「議決権行使結果」を定期的に報告します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

■投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、専門性の高い人材の育成に努めます。

■また、常に高いレベルのスチュワードシップ活動を目指すため、社会の動向等を踏まえ、スチュワードシップ活動方針の定期的な見直しを行っていきます。

スチュワードシップ活動方針

1. スチュワードシップ活動の目的

第一生命保険株式会社（以下、当社といいます）は、投資先企業（国内上場株式）の持続的成長を促し、中長期的な株式投資リターン拡大を図ることを目的とし、建設的な「目的を持った対話」を行い、議決権を行使します。

2. スチュワードシップ活動の基本的な考え方

当社は、中長期的な観点から利益成長や配当等による株主還元が期待できる企業を対象として株式投資を行っており（※）、このような株式の投資目的を踏まえ、スチュワードシップ活動の中で、特に投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を重視します。

- (1) 当社は、投資先企業の状況を的確に把握し、課題の共有を行うため、投資先企業の経営状況について定期的な確認を行い、日常的な対話を行うよう努めます。また、中長期的な視点から投資先企業の株式価値向上を促すため、事業戦略・財務戦略・株主還元方針等について、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」を継続的に行うよう努めます。
- (2) 当社は、議決権行使にあたり、個別企業・議案毎に株式価値の維持・向上の観点から懸念がないかを確認し、短期的な企業業績や株価等に基づいた外形的・画一的な判断ではなく、投資先企業の非財務面や対話の内容も踏まえた上で判断するよう努めます。ただし、別途定めるコーポレートガバナンスの枠組み等に関する重要な議案については、外形的な基準に基づき一律に議決権を行使します。
- (3) 当社は、議決権を行使した後に、議決権行使に関する当社の考え方を伝えることが重要と認識しており、特に議案に反対した場合には、その理由を投資先企業にフィードバックするよう努めます。

※特別勘定における株式運用については、DIAM アセットマネジメント株式会社の投資助言に基づき投資を行っています。

3. スチュワードシップ活動の改善に向けた取組

当社は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、専門性の高い人財の育成に努めます。また、常に高いレベルのスチュワードシップ活動を目指すため、社会の動向等も踏まえ、スチュワードシップ活動方針の定期的な見直しを行っていきます。

第一生命の議決権行使について

当社では、以下のように国内上場株式の議決権行使に取り組んでおります。

なお、2014年度は、当社の議決権行使に係る基本的な考え方にもとづき、以下の議案の議決権行使基準を変更することといたしました。

- 監査役の選任
- 監査役に対する退職慰労金贈呈
- 買収防衛策の導入・改定・更新

1. 議決権行使に係る基本的な考え方

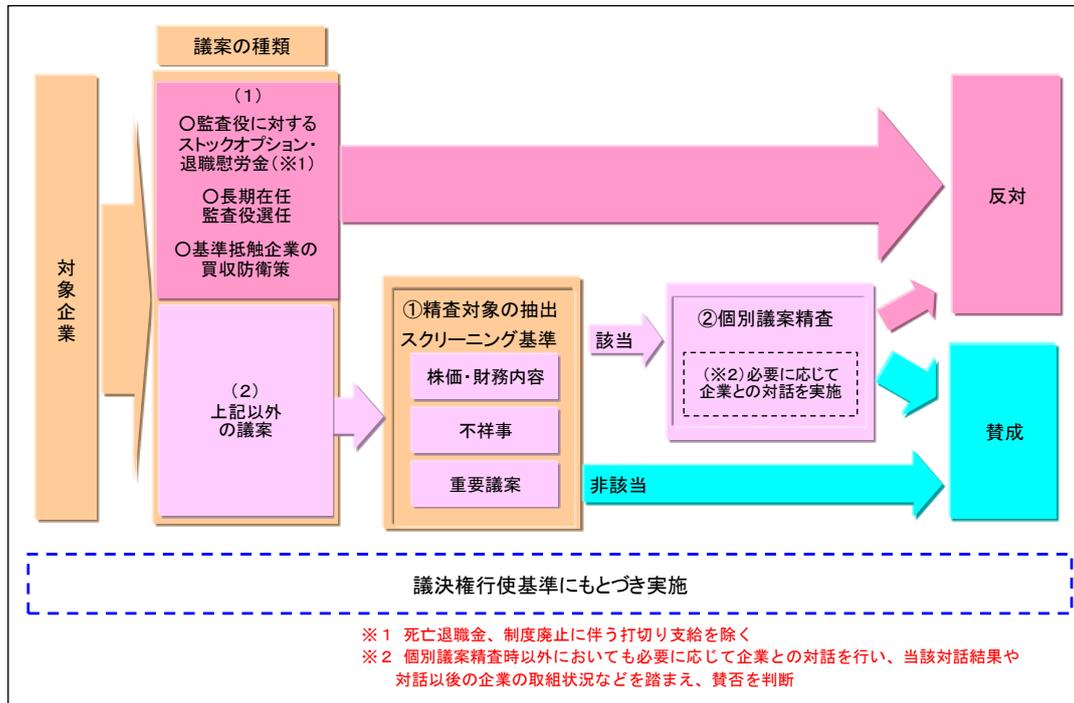
当社では、国内株式運用の中長期的なリターン向上に寄与すべく、株主義決権行使における判断基準を定めております。議決権の行使にあたっては、株式価値の維持・向上の視点にて賛否の判断を行うことにより、保険会社として負うべき合理的な注意及び配慮をもって業務を遂行するという責務を果たし、あわせて機関投資家として社会的責任（CSR）の観点を重視し、株式を保有する企業のガバナンスの向上を図ってまいります。

2. 議決権行使に係る意思決定プロセス

当社では、日常的に投資先企業の経営状況について定期的に確認するとともに、必要に応じて企業と対話を行い、株主として課題認識の共有やその改善に向けた意見交換などを行っており、投資先企業への議決権行使はその結果も踏まえた上で実施しております。こうした対話プロセスを重視する方法は、投資先企業の中長期的かつ持続的な成長や株式価値向上に資するものであり、ひいては当社の株式運用収益向上につながるものと考えております。

なお、各議案の賛否については、投資執行所管の担当執行役員が定める「議決権行使規程」に則り、投資執行所管にて賛否を決定しております。

議決権行使のイメージ（2014 年度より）



3. 議決権行使における賛否判断基準

(1) 個別議案の精査を経ずに反対する議案

個別議案精査を経ずに「反対」を行う議案として、以下の議案があります。

- 「監査役に対するストックオプション（新株予約権）の付与」「監査役に対する退職慰労金（ただし、死亡退職金および制度廃止に伴う打ち切り支給を除く。）の贈呈」
 監査役が取締役への監査機能を弱めるおそれを防止する観点から、反対いたします。
- 「在任期間が長期に亘る監査役の選任」
 社外監査役については中立性の形骸化、社内監査役については長期在任による取締役への監査機能の弱体化、を防止し、更なる企業のガバナンス向上を促進する観点から在任期間が長期に亘る監査役の選任に反対いたします。
 なお、2014 年度より、「長期」と考える期間を「16 年超」から「12 年超」に短縮いたしました。
- 「買収防衛策の導入・改定・更新」
 従来は、個別議案精査により反対を検討することとしていましたが、2014 年度からは、経営状態の悪化が一定期間継続するなど業績基準に抵触した企業においては、株式価値向上の観点から個別議案精査を経ずに反対を行うことに変更いたしました。

(2) 個別議案精査を経た上で賛否判断を行う議案

①精査対象の抽出(上記図①)

当社では、議決権行使を適切かつ効率的に行うべく、以下のスクリーニング基準を設け、特に精査する必要がある企業を抽出しております。なお、スクリーニング基準に該当しない企業については、原則、全議案に賛成しております。

<スクリーニング基準>

- 株価・財務内容から株式価値毀損が大きいと判断される企業(株式価値向上や株主還元向上に向けた取組について特に改善が必要と判断される企業を含む)
- 反社会的行為等の不祥事を起こした企業のうち社会的影響が大きいと判断される企業
- 株式価値を著しく毀損する可能性のある議案が付議された企業

②個別議案精査(上記図②)

上記①で抽出された企業については、例えば、以下のような議案を個別に精査し、必要に応じて企業への対話を行いつつ、賛否を判断しております。なお、株式価値向上や株主還元向上に向けた取組について特に改善が必要と判断される企業に対しては、議案精査時以外においても必要に応じて対話を行い、議案精査においては、当該対話結果や対話以後の企業の取組状況などを踏まえたうえで個別に賛否の判断を行います。

- 取締役・監査役の選任
- 取締役・監査役の報酬額改定
- 退任取締役に対する退職慰労金贈呈
- ストックオプション(新株予約権)の付与
- 第三者割当増資(私募増資)
- 事業目的の変更
- 取締役の任期
- 剰余金の処分の取締役会授権
- 特別決議に係る定足数緩和措置
- 買収防衛策の導入・改定・更新

過去の事例としては、例えば、「大幅な希薄化を伴う新株予約権の発行」や「大規模買付者に割り当てられた新株予約権について、経済的対価を交付して取得することが可能な買収防衛策の導入・更新」等の議案に対して「反対」しております。

また、個別議案精査を経て、「反対」を行う議案としては、例えば、高自己資本・低配当継続下での剰余金処分があります。

2014年4月～6月株主総会 議決権行使結果

2014年4月～6月に株主総会が開催された国内上場企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,750社、議案数は5,752議案(会社提案5,609議案、株主提案143議案)でした。

当社では、社内規程に基づき、議案を精査し議決権を行使しました。その結果、会社提案へ1件以上反対した企業数は124社、反対した会社提案の議案数は129議案となりました。

具体的には、主に以下のような会社提案に対して反対いたしました。

- 内部留保の水準が高いにも関わらず配当性向が低い場合の剰余金処分
- 長期在任監査役(12年超)の選任
- 監査役に対する退職慰労金の贈呈
- 長期的に業績が低迷している企業の買収防衛策の導入・更新
- 金員の交付の可能性のある買収防衛策の導入・更新

単位:社

	合計	会社提案に 全て賛成	会社提案に 1件以上反対	会社提案に 1件以上棄権
議決権行使の対象企業数	1,750	1,625	124	1

単位:議案

議案項目	合計	賛成	反対	棄権
1. 会社提案	5,609	5,479	129	1
①剰余金処分	1,284	1,273	11	-
②取締役選任	1,567	1,559	8	-
③監査役選任	837	827	10	-
④定款一部変更	495	495	-	-
⑤退職慰労金支給	274	196	78	-
⑥役員報酬額改訂	117	117	-	-
⑦新株予約権発行	114	106	8	-
⑧会計監査人選任	27	26	-	1
⑨再構築関連※1	23	23	-	-
⑩その他の会社提案※2	871	857	14	-
(うち買収防衛策)	150	136	14	-
2. 株主提案	143	-	143	-
1. および2. の合計	5,752	5,479	272	1

※1:「再構築関連」には、合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等を含む。

※2:「その他の会社提案」には、自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等を含む。